回覧

2020年(令和2年)5月30日

Ｂ地区茅ケ崎自治会
会員各位

Ｂ地区茅ケ崎自治会
会長　日比野　規生

緊急事態宣言解除をうけて自治会活動の再開について

新型コロナウイルス感染症に対応する特別措置法に基づいた「緊急事態宣言」が５月２５日に解除されました。それに伴い、集会所の利用及び自治会が主催する事業・イベント等を６月１日より段階的に再開したく存じます。

つきましては再開にあたり以下の点にご留意いただき、今まで同様感染予防にご協力のほどお願い申し上げます。

記

１　集会所の利用にあたって

①　マスクの着用をお願いいたします。

②　３密を避け、換気を十分に行ってください。

洋間の利用は上限１０名前後でお願いいたします。

③　手洗い、手指の消毒を十分に行ってください。（集会所入り口に消毒液を設置しております）

２　自治会が主催する事業・イベントについて

茅ヶ崎市では市が主催するイベントは原則８月末まで中止または延期となっておりますが、自治会の活動・イベントに関しましては、感染予防に十分ご配慮いただいた上で段階的な再開をお願いいたします。

以上

ご意見等は　c.b2020soumubu@jcom.zaq.ne.jp 、0467－51－5012　総務部　三橋まで